

はじめに

事業者の
責務

事業系廃棄物の
区分

古紙の
リサイクル

ペットボトルの
リサイクル

缶の
リサイクル

ビンの
リサイクル

参考：事業者向け
各種認定制度

資源を きれいにまわそう ガイドブック

令和4年3月 青森県

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 事業系廃棄物の区分・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 古紙のリサイクル・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 ペットボトルのリサイクル・・・・・・・・ 15
- 6 缶のリサイクル・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 7 ビンのリサイクル・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 8 参考：事業者向け各種認定制度・・・・ 21

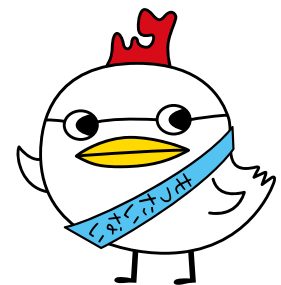
1. はじめに

豊かな自然環境に恵まれた青森県を次世代の子どもたちに引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動の中で「もったいない」の意識を持って、環境に配慮した行動をしていくことが必要です。

事業活動の中で排出される廃棄物の中には、資源としてリサイクルできるものが多く含まれています。これらを適正に分別しリサイクルすることで、環境保全への貢献だけでなく、廃棄物処理コストの削減や事業者のイメージアップなどのメリットにもつながります。

本ガイドブックでは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、事業系一般廃棄物のリサイクルを中心に紹介しています。本ガイドブックを活用して、資源循環に取り組みましょう。

青森県は全国値と比べて
ごみの排出量が多く、リサイクル率が低いんだよ。
このガイドブックを使って、ボクと一緒に色々な資源
循環について学んでいこう！



もったいない・あomor県民運動
キャラクター「エッコー」

ワンポイント 3R

3Rは、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字を取ったものです。

本ガイドブックでは、3Rのうち資源循環（リサイクル）を中心に紹介していますが、それ以外のリデュース、リユースも大切な取組です。

事業者ができる3Rの具体的な取組等については、県が作成した「事業者のための3R実践ガイドブック」を参照ください。（県ホームページからダウンロードできます。）



【事業者のための3R実践ガイドブック URL】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/files/3rjigyousyagaidobook.pdf>



2. 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、排出事業者として、次のことが義務づけられています。

(1) 自らの責任で適正処理

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければなりません。

(2) リサイクル等の推進

事業活動に伴って生じた廃棄物のリサイクル等を行い、その減量に努めなければなりません。

(3) 製造・販売段階からの配慮

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行い、製品、容器等が廃棄物となった場合においては、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

(4) 国や自治体の施策への協力

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

事業活動で発生したごみの処理責任は排出事業者にあるんだ。
ごみの処理を業者に委託していても、ごみの処理が完了するまで、
排出事業者の処理責任は続くんだよ。
自分たちの出したごみが、どんなふう処理されるか知っておこうね。



ワンポイント SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。

目標の12「つくる責任、つかう責任」では、廃棄物の排出量削減に加え、リサイクルなど再生利用の推進などの施策を通じて、持続可能な生産消費サイクルの実現をめざすことを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



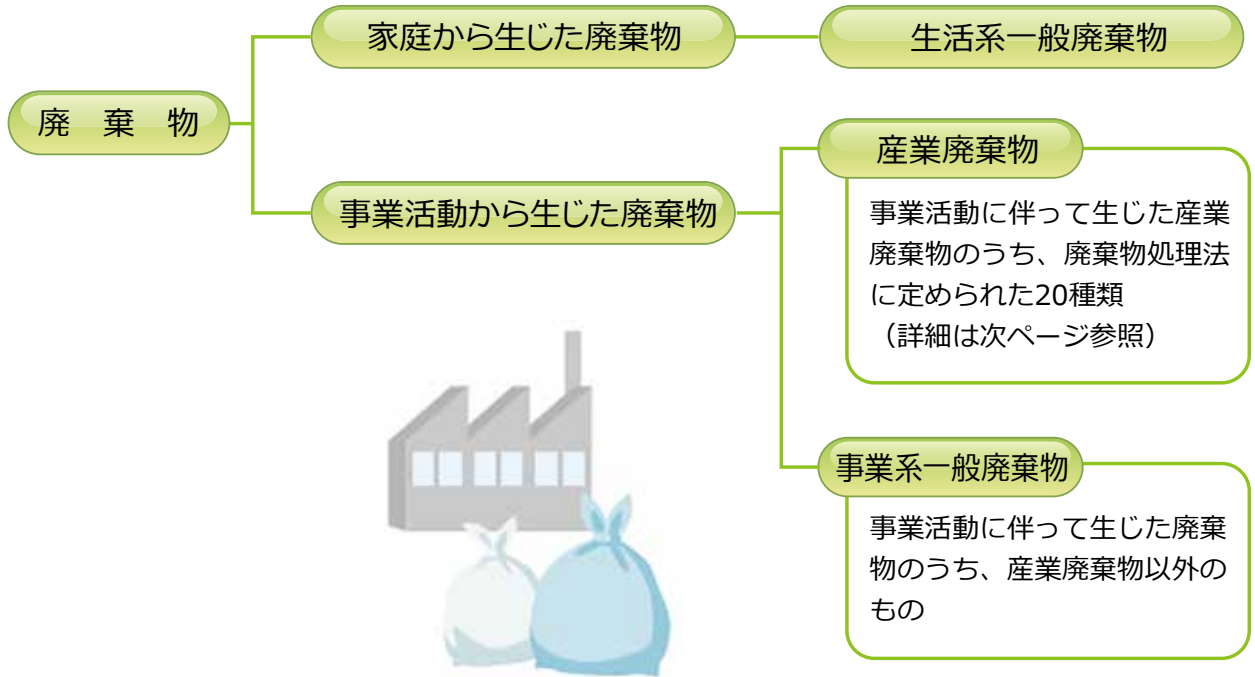
リサイクルの推進は、SDGsの目標達成にも繋がるよ！



3. 事業系廃棄物の区分

事業活動に伴って生じた廃棄物は、種類によって一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理方法も異なります。まずは、この区分を正しく理解しましょう。

《廃棄物の区分》



※事業活動には、店舗・工場事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・社会福祉施設・官公庁などのサービス等も広く含まれます。

※爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものは、それぞれ「特別管理産業廃棄物」「特別管理一般廃棄物」に区分されます。

※自宅に店舗や事務所がある場合は、「家庭から生じた廃棄物」と「事業活動から生じた廃棄物」を分ける必要があります。

産業廃棄物は一般廃棄物と違って、市町村のごみ処理施設で処理することはできないよ。産業廃棄物処理業の許可を持つ業者に委託するなどして、適正に処理してね！



《事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別一覧表》

ごみの分別・回収方法は市町村によって異なります。必ず市町村のホームページ等で確認してください。

事業系一般廃棄物

資源ごみ

従業員
発生した
もの
の
飲
食
等
に
よ
り

ビン

アルミ缶・スチール缶

ペットボトル

その他のプラスチック 例) 白色トレイなど
※資源ごみに区分していない市町村もあります

・分別するとき必ず洗浄してください。

 ・資源ごみとして処理施設へ自己搬入するか、許可業者へ委託してください。

布類 (建設業や繊維工業から発生するものは除く) ※資源ごみに区分していない市町村もあります

新聞紙

段ボール

雑誌

OA用紙

紙パック
洗浄後、中を切り開き乾かす

雑がみ → 紙箱や包装紙、名刺、封筒などの古紙。
「その他の紙」として区分している場合もあります。(詳細はP6 参照)

可燃ごみ

リサイクルできない紙 (詳細はP7~P8 参照)

可燃ごみ

生ごみ (食料品製造業などの業種から発生するもの (動植物性残さ) を除く)

可燃ごみ

木くず (建設業、木材製造業、木製品製造業などから発生するものを除く)

燃
不
燃
ご
み

従業員の飲食後のガラスびん、茶碗などで、割れたり汚れたりしてリサイクルできないもの

資源ごみ

※紙ごみは種類ごとに紙ひもで縛るなどして分別してください。
 ※オフィス町内会の回収を利用することもできます。

新聞 雑誌
 ひもでしぼる

段ボール
 ひもでしぼる

産業廃棄物の種類ごとに分別し、産業廃棄物処理業者への委託などにより適正に処理しましょう。

産業廃棄物	あ い ゆ め る 事 業 活 動 に 伴 っ た も の	1 燃え殻	特 定 の 事 業 活 動 に 伴 っ た も の	13 紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷加工業、建設業に係るもの
		2 汚泥		14 木くず	木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、建設業、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む)
		3 廃油		15 繊維くず	繊維工業に係る天然繊維くず、建設業に係るもの
		4 廃酸		16 動植物性残さ	食料品・飲料製造業、飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
		5 廃アルカリ		17 動物性固形不要物	と畜場でとさつし、又は解体した獣畜に係る固形状の不要物
		6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿	食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
		7 ゴムくず		19 動物の死体	畜産農業に係るもの
		8 金属くず		20 令13号廃棄物	畜産農業に係るもの
		9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1~19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記の産業廃棄物に該当しないもの
		10 鉱さい			
		11 がれき類			
		12 ばいじん			

はじめに

事業者の責務

事業系廃棄物の区分

古紙のリサイクル

ペットボトルのリサイクル

缶のリサイクル

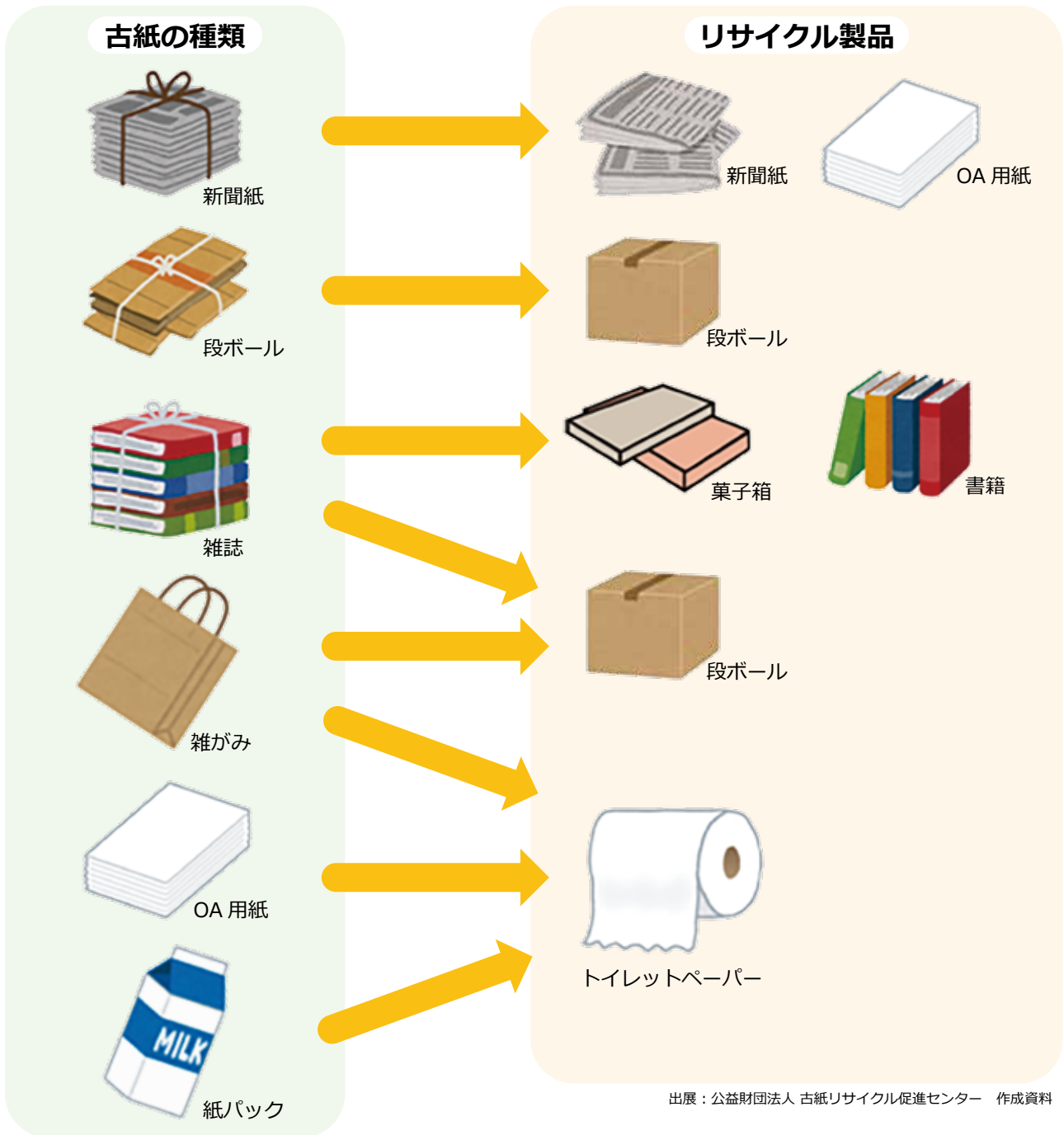
ビンのリサイクル

参考：事業者向け各種認定制度

4. 古紙のリサイクル

1. 古紙の種類

古紙は、種類ごとに様々な製品の原料としてリサイクルされます。
種類毎にしっかり分別することで、より質の高いリサイクルができます。



古紙をまとめるときは、ビニール紐ではなく紙紐を使おう！
紙紐は古紙と一緒にそのままリサイクルできるよ！



ワンポイント 雑がみ

雑がみとは、新聞紙、段ボール、雑誌、紙パックのいずれの区分にも入らないリサイクルできる紙です。

《雑がみの例》

食品の箱

※コーティングされているものは対象外です。



ティッシュの箱

※ビニール部分は取り除いてください。



トイレットペーパーの芯 ラップの芯



付箋（紙製）

※糊部分は取り除いてください。



封筒

※窓開き封筒は窓の部分を取り除いてください。



紙製ファイル

※プラスチック部分は取り除いてください。



カレンダー

※金属部分は取り除いてください。



名刺

※防水加工等されているものは対象外です。



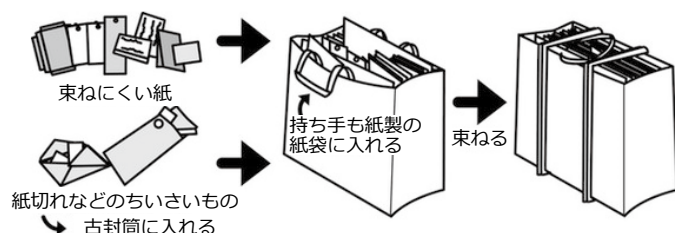
店頭ポップちらし

※ラミネート加工等されているものは対象外です。



＜雑がみの上手なまとめ方＞

雑がみは細かいものが多いので、紙袋にまとめて、紙紐で束ねると便利です。



【留意事項（禁忌品）】

次のものは雑がみとしてリサイクルできません。ごみとして適正に処理しましょう。

防水加工されたもの：リサイクル工程でうまく溶けないため。

例)

紙コップ



アイスやヨーグルト、カップ麺の容器



金箔、銀箔加工されたもの：金・銀がリサイクル工程でうまく除けないため。

例)

一部お菓子の箱



一部紙パック



感熱紙：リサイクルしたときに斑点等の原因になるため。

例) レシート



カーボン紙：ロウや油を含んでいるため。
ノーカーボン紙：特殊な溶液が塗ってあるため。

例) 各種伝票 宅配使用送り状



糊が全面に付いている紙：粘着物が機械やリサイクル製品に付着し故障や品質劣化に繋がるため。

例) シール 圧着はがき



写真：リサイクル工程でうまく混ざらないため。



汚れや臭いが付いている紙：汚れ成分や臭い成分がリサイクル製品に付着し、品質劣化につながるため。

例) 洗剤の箱 ピザの箱



ラミネートフィルム：紙ではないため。



鞆や靴の緩衝材：昇華転写紙を使っている場合があり、昇華性インクがリサイクル製品の品質劣化につながるため。



不織布：紙ではないため。

例) マスク 手拭き



ワンポイント シュレッダー古紙

機密文書の処理方法として、シュレッダーがよく使われます。

シュレッダーした古紙は可燃ごみとして処理されがちですが、シュレッダーの仕方によってはリサイクルすることも可能です。自社のシュレッダー古紙がリサイクルできるかは、古紙回収業者に確認してもらってください。

ただし、シュレッダー古紙にカーボン紙等の禁忌品が混ざっていると、リサイクルできません。シュレッダー古紙をリサイクルする場合は、禁忌品を取り除いてシュレッダーしましょう。

古紙回収業者の中には、自社で機密文書のシュレッダー処理や溶解処理によるリサイクルをしてくれるところもあるよ。

また、オフィスに設置して自社の使用済み OA 用紙を再生紙にできる機器もあるんだ。

機密文書でもリサイクルする方法は色々あるから調べてみてね。



2. 古紙のリサイクル工程

古紙の回収

使用済み古紙を回収します。



古紙の分別、異物除去

古紙を種類毎に分別します。
また、禁忌品やビニール袋、ビニール紐などのリサイクルできない異物を除去します。

異物除去は、ひとつひとつ手で取り除く大変な作業です。排出時点でできるだけ異物を取り除くようにしましょう。



古紙の圧縮・梱包

圧縮・梱包施設を用いて、古紙の種類毎にボール品を作製します。
できあがったボール品は、古紙リサイクル製品の原料になります。



圧縮・梱包施設



ボール品



製紙工場へ搬入

協力：伸和産業株式会社

古紙は様々なリサイクル製品に生まれ変わります。
ここでは、リサイクル PPC 用紙の製造工程を紹介します。

古紙の離解

チラシや PPC 用紙などのベール品を、温水、薬剤（苛性ソーダ、脱墨剤）と一緒にパルパーに投入してかき混ぜ、古紙を離解します。



スクリーン、クリーナーで異物を除去

古紙パルプの完成



繊維の漂白
脱水

インク、塗料の除去

脱墨剤を入れてインクや塗料を泡と一緒に浮かせて取り除きます。



抄紙

古紙パルプと木材パルプを一定量混合し、抄紙工程を経て原紙を作製します。



適当な大きさに裁断

リサイクル製品完成



協力：三菱製紙株式会社八戸工場

ワンポイント 古紙リサイクル製品表示マーク

次のマークが付いた製品は、古紙が原料として使われています。



グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク

【公認 古紙再生利用促進センター】



古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用

古紙パルプの配合率を示すマーク
右の数字が古紙パルプの配合率を表す

【3R 活動推進フォーラム】



牛乳パックを原料にして作られた製品を示すマーク

【牛乳パック再利用マーク普及促進協議会】

3. 古紙リサイクルセンター

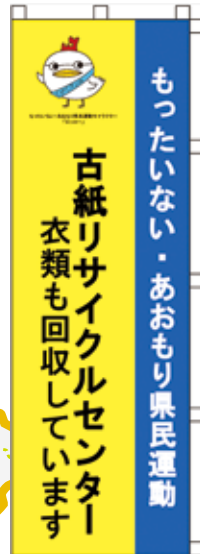
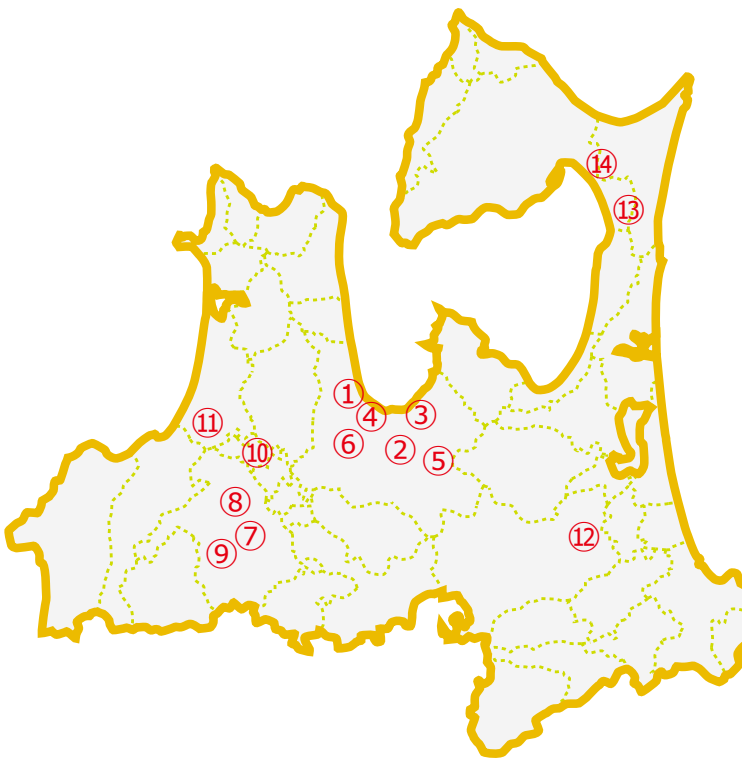
県では、紙ごみの資源化を促進するため、古紙回収業者等の協力により、古紙回収事業所内に回収容器を設け、古紙（新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、OA用紙、紙パック）を無料で受け入れることができる古紙リサイクルセンターを設置しています。

《県内古紙リサイクルセンター一覧》

地区	No.	設置場所	事業所所在地・電話番号	営業日・営業時間
東青	1	(株)伸和産業 青森西営業所	青森市油川字岡田 122-8 電話 017-787-3455	年中無休 8:00～17:00
	2	(株)伸和産業 青森中央営業所	青森市問屋町 2-12-14 電話 017-764-2755	年中無休 8:00～17:00
	3	(株)もっかいトラスト 青森営業所	青森市合浦 1-9-2 電話 017-742-4192	毎日 8:00～17:00 (1/1を除く)
	4	(株)青南商事 青森支店油川工場	青森市油川字柳川 1-2 電話 017-788-7808	月曜～金曜 8:00～17:00 土曜(休業日あり) 8:00～17:00 (日曜・祝祭日・お盆・年末年始を除く)
	5	(有)七五八紙業	青森市駒込字深沢 5-105 電話 017-741-0840	月曜～金曜 8:00～17:00 第1、第3、第4土曜 8:00～16:00 (お盆、年末年始を除く)
	6	(株)丸升増田本店 東北営業所	青森市三内字丸山 393-82 電話 017-781-3186	月曜～土曜 7:30～17:30 (日曜、年末年始 12/31～1/3を除く)
中南	7	(株)伸和産業	弘前市堅田 1-4-2 電話 0172-35-5255	年中無休 8:00～17:00
	8	(株)青南商事 弘前支店古紙センター	弘前市神田 5-4-11 電話 0172-35-1490	月曜～金曜 8:00～17:00 土曜(休業日あり) 8:00～17:00 (日曜・祝祭日・お盆・年末年始を除く)
	9	(株)大同紙業	弘前市川先 4-10-1 電話 0172-27-5425	年中無休 7:30～16:30 日曜 7:30～14:00
西北	10	(株)西北五クリーン社 鶴田営業所	鶴田町大字菖蒲川字前田 142-3 電話 0173-22-2011	毎日 8:00～16:00 (12/31～1/3を除く)
	11	(株)伸和産業 つがる営業所	つがる市柏広須照日 5-1 電話 0173-27-5545	年中無休 8:00～17:00
上北	12	(株)遠藤商店	十和田市東十六番町 5-3 電話 0176-23-4850	月曜～土曜 8:10～17:00 (日曜・祝祭日、お盆、年末年始を除く)
下北	13	むつ資源リサイクル(株)	むつ市大字奥内字今泉 146-2 電話 0175-26-2080	月曜～土曜 8:00～17:00 (祝祭日、お盆、12/31～1/4を除く)
	14	(株)ゆうあいむつ	むつ市大字田名部字品ノ木 34-132 電話 0175-22-2415	年中無休 8:00～17:00

《古紙リサイクルセンター位置図》

※古紙リサイクルセンターには、このような「のぼり旗」や「パネル」が設置されておりますので、目印としてください。



古紙リサイクルセンターの回収BOXは、資源を回収するBOXであって、ごみ箱じゃないよ！
活用するときはちゃんとルールを守ってね。



詳しくは青森県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kosirisaikuru-setti.html>



ワンポイント 紙マーク

紙マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）により、段ボールと紙パック（アルミ不使用のもの）を除く紙製の容器包装物に表示することが義務づけられているマークです。

リサイクルできない禁忌品でも、紙製の容器包装物であれば表示されています。

なお、段ボールと紙パック（アルミ不使用のもの）には、段ボール、紙パックのマークがそれぞれ付いています。



紙マーク



段ボールマーク



紙パックマーク

紙マークはリサイクルできる紙を表すマークではないよ！
注意してね。



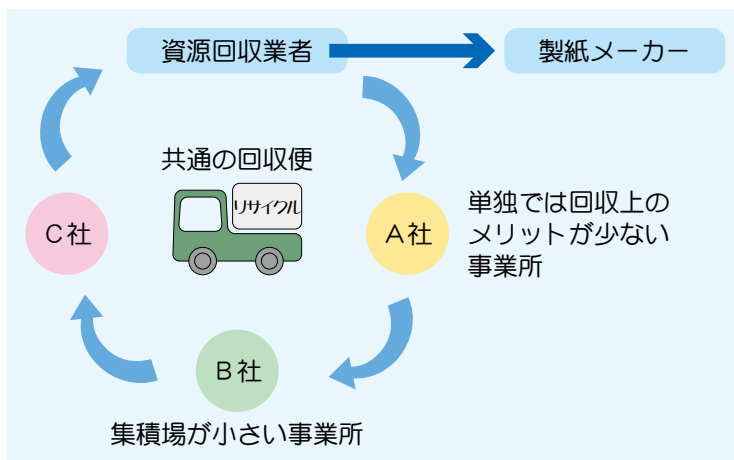
はじめに
事業者の責務
事業系廃棄物の区分
古紙のリサイクル
ペットボトルのリサイクル
缶のリサイクル
ビンのリサイクル
参考：事業者向け各種認定制度

4. オフィス町内会

県では、オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、無料で効率的に古紙回収を行う「オフィス町内会」のネットワークづくりを進めています。

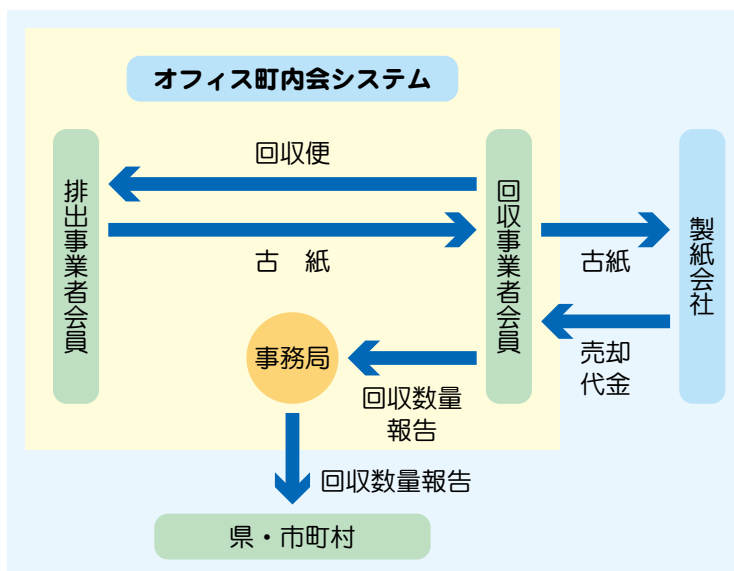
《オフィス町内会とは》

「オフィス町内会」は、複数の事業所が協力して、それぞれの事業所から発生する紙類を、共通の回収便を用いて回収する方式です。紙類回収業者の運送費に見合うように、量的、コスト的にメリットを生み出します。



《オフィス町内会のしくみ》

オフィス町内会では、会員となった排出事業者のもとに、会員である回収業者が紙類の回収に伺います。回収した紙類は製紙会社に搬入され、再生利用（リサイクル）されます。



《オフィス町内会に参加するメリット》

(1) 事業活動に伴う経費の削減

可燃ごみとして処理する場合、通常、市町村では有料で処理されることとなりますが、このシステムでは無料で回収するので、コストダウンにつながります。

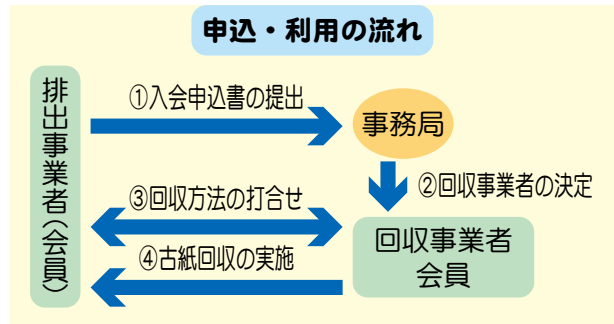
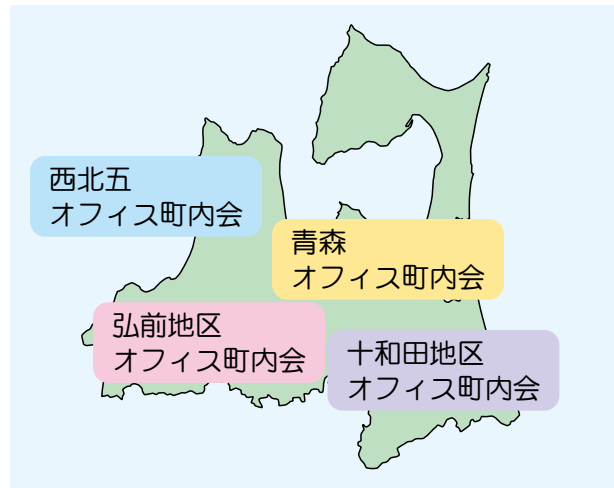
※市町村の処理施設の中には、事業所から排出される古紙の受入を禁止しているところもあります。

(2) 環境活動への貢献によるイメージアップ

オフィス町内会に参加し、紙類のリサイクルに積極的に取り組むことにより、企業や地域のイメージアップにつながります。また、紙ごみの減量化に伴う、省資源・省エネルギーの取組がSDGsや地球温暖化対策につながります。

《申込・利用の流れ（新規の場合）》

- (1) オフィス町内会に参加希望する排出事業者は、入会申込書を事務局（窓口）へ提出し、排出事業者会員となります。
- (2) 事務局（窓口）は、回収事業者と調整し、担当する回収事業者会員を決定します。
- (3) 排出事業者会員と回収事業者会員が、回収品目、回収日（頻度）等について打合せを行います。
- (4) 回収事業者会員は、古紙回収を実施します。（排出事業者会員から古紙を回収し、製紙会社へ搬入します。）



名 称	事務局（窓口）	対象地域	取扱品目・回収料金
青森 オフィス町内会	【事務局】 青森市古紙リサイクル事業協同組合 【窓口】 ㈱伸和産業 青森西営業所 青森市油川字岡田 122-8 ☎ 017-787-3455 Fax 017-787-3456	青森市内	(1) 一般古紙（無料） ● 段ボール ● 新聞等（新聞、チラシ） ● その他の紙（書籍、雑誌、コピー用紙等） (2) 機密文書（有料）
弘前地区 オフィス町内会	【事務局（窓口）】 ㈱伸和産業 弘前市堅田 1-4-2 ☎ 0172-35-5255 Fax 0172-35-5257	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町	
西北五 オフィス町内会	【事務局】 つがる環境協議会 【窓口】 ㈱西北五クリーン社 鶴田営業所 鶴田町菫蒲川字前田 142-3 ☎ 0173-22-2011 Fax 0173-22-2502	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	
十和田地区 オフィス町内会	【事務局（窓口）】 ㈱遠藤商店 十和田市東十六番町 5-3 ☎ 0176-23-4850 Fax 0176-22-1661	十和田市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、新郷村	

詳しくは青森県のホームページを御覧下さい。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/aomori-office-chonaikai-00.html>



はじめに
事業者の責務
事業系廃棄物の区分
古紙のリサイクル
ペットボトルのリサイクル
缶のリサイクル
ビンのリサイクル
参考・事業者向け各種認定制度

5. ペットボトルのリサイクル

ペットボトルのリサイクル工程

排出事業者へのお願い！

使用済みペットボトルは、中身を軽くすすいで、フタを開けた状態で回収業者に引き渡しましょう。



※フタが付いた状態だとペットボトルがうまく潰れません。
また、中に危険物等が含まれていると作業員の怪我等につながります。

ペットボトルの回収

使用済みペットボトルを回収します。



選別、異物除去

振るい機や作業員の手選別により異物を取り除きます。



ペットボトルの圧縮・梱包
圧縮・梱包してべール品を作製します。
できあがったべール品は、リサイクル製品の原料になります。



リサイクル工場へ搬入



作業員が手作業でラベルとキャップを分離している事業者もおります。
排出時点でラベルとキャップの分離が必要かどうかは、回収業者の指示に従ってください。

ペットボトルの粉碎・洗浄・比重分離
搬入されたペットボトルバールを粉碎・洗浄した後、比重によりペットボトルとラベル・キャップを分別します。



※比重分離のイメージ

ワンポイント プラスチックの種類

プラスチックは合成樹脂と呼ばれているもので、様々な種類の樹脂があります。

プラスチックのリサイクルでは、樹脂の種類毎にできるだけ分別することが重要となります。



ペットボトル：PET
(ポリエチレンテレフタレート)



ラベル：PS
(ポリスチレン)



キャップ：PP
(ポリプロピレン)

リサイクル

パレットなどのプラスチック製品の原料としてリサイクルされます。



ペレット化



脱水・乾燥

分離したペットボトル粉碎品を脱水・乾燥します。



リサイクル

プラスチック製品の原料としてリサイクルされます。



協力：株式会社青南商事

6. 缶のリサイクル

缶のリサイクル工程

排出事業者へのお願い!

使用済み空き缶は中を軽くすすぎ、ボトル缶はフタを開けた状態で回収業者に引き渡しましょう。

※フタが付いた状態だと中身が空か分かりません。

タバコの吸い殻などの異物が混入しているとリサイクルできません。

異物はしっかり除去して、回収業者に引き渡しましょう。



空き缶の回収

使用済み空き缶を回収します。



スチール缶の回収

磁選機によりスチール缶を回収します。



圧縮

プレス機で圧縮してブロック状にします。



アルミ缶の回収

選別機によりアルミ缶を回収します。



圧縮

プレス機で圧縮してブロック状にします。



協力：株式会社青南商事

スチール缶とアルミ缶を分けた状態で回収している事業者もおります。
スチール缶とアルミ缶の分別については、回収業者の指示に従ってください。

ワンポイント スチール缶とアルミ缶のリサイクルのメリット

【スチール缶】

スチール缶をリサイクルしてスチール缶をつくる場合、鉄鉱石からスチール缶をつくる場合と比べて、エネルギー消費量は約 70%、CO₂ 発生量は約 3 分の 1 に軽減されます。

(スチール缶リサイクル協会 HP より)

【アルミ缶】

アルミ缶をリサイクルしてアルミ缶をつくる場合、原料のボーキサイトからアルミ缶をつくる場合と比べて、エネルギー消費量は 97% 軽減されます。

(アルミ缶リサイクル協会 HP より)

製鉄所に搬入



リサイクル

鉄製品の原料としてリサイクルされます。また、新たなスチール缶の原料としてもリサイクルされます。



アルミニウム工場に搬入



リサイクル

アルミ製品の原料としてリサイクルされます。また、新たなアルミ缶の原料としてもリサイクルされます。



7. ビンのリサイクル

ビンのリサイクル工程

排出事業者へのお願い!

使用済み空きビンはフタを取り外して、中を軽くすすぎましょう。ビンと異なる素材のフタは、別途適正に処理しましょう。

ラベルは無理に剥がす必要はありませんが、リサイクル時の残さ削減に繋がるので、剥がせるものは積極的に剥がしましょう。

耐熱ガラスや陶磁器が混ざると、割れやすいビンができてしまいます。

事業活動に伴って発生したガラスくずや陶磁器くずは、産業廃棄物として適正に処理しましょう。



空きビンの回収

使用済み空きビンを回収します。



空きビンの選別

手選別により異物を除去します。
また、空きビンを色毎に選別します。



選別した空きビン



無色ビン



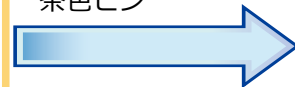
茶色ビン



その他ビン

無色ビン
茶色ビン

ガラスビンの原料
としてリサイクル



ガラスビン製造
工場へ搬入



その他ビン



リサイクル工場へ搬入

協力：株式会社青南商事

リサイクル工場

破碎・異物除去

空きビン进行破碎し、リサイクル製品の原料となるカレットや砂化ガラス等にします。また、手作業や破碎施設等で異物やキャップ、ラベル等を除去します。

リサイクル製品原料

粒径によって分けられます。



ガラスカレット



砂化ガラス



ガラスパウダー

リサイクル

リサイクル製品の原料等としてリサイクルされます。



インターロッキングブロック



アスファルト混合物



土壌改良剤等

残さ



キャップ、ラベル等

廃棄物として
適正処理

協力：八戸リサイクルセンター株式会社

ワンポイント リターナブルビン

ガラスビンの中には、何度も洗って再利用（リユース）できるリターナブルビンがあります。リターナブルビンの再利用は、新しくガラスビン进行製造するときに比べてエネルギーの節約に繋がります。（基本的に、購入したお店等で引き取って洗ビン工場に搬入されます。）

（例：一升ビン、ビールビン、牛乳ビンなど）

8. 参考：事業者向け各種認定制度

1. 青森県リサイクル製品認定制度

青森県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、リサイクル製品認定制度を設けています。

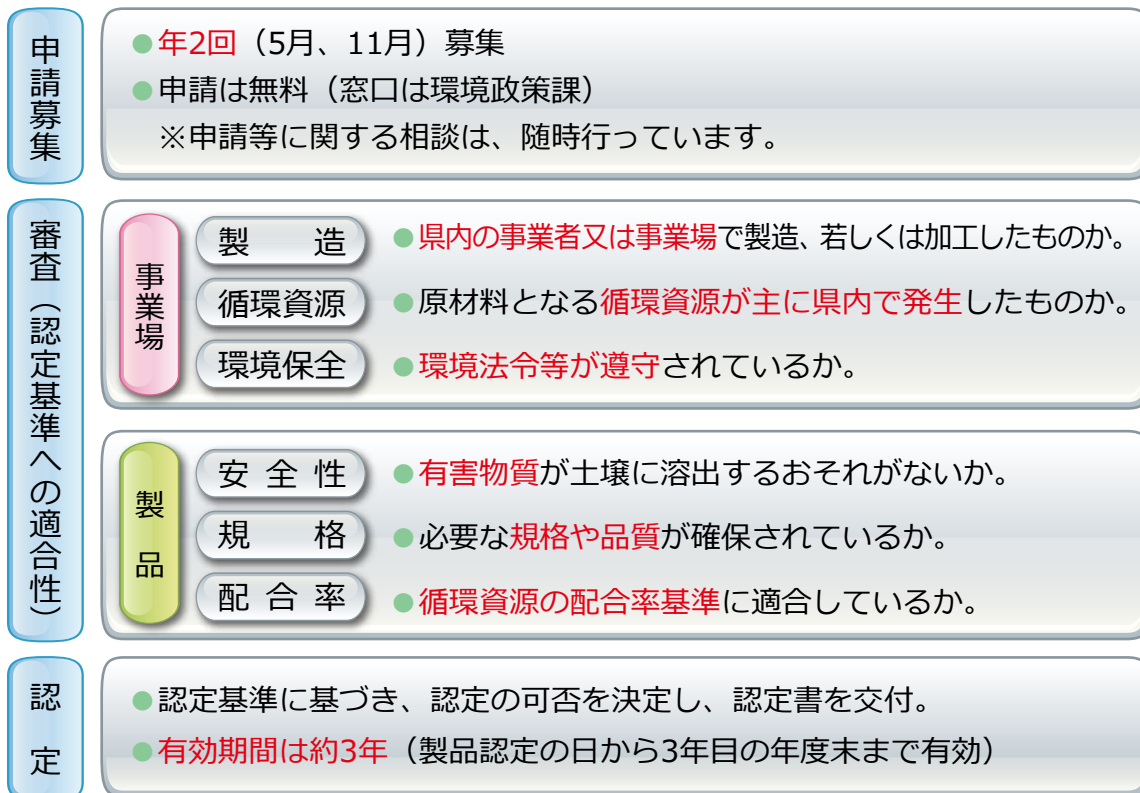
本制度は、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料としたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たす製品を県が認定するものとなっています。

《認定のメリット》

- ・認定製品に認定マークを表示して販売ができます。
- ・企業のイメージアップにつながります。
- ・県発注工事などで優先的に使用します。
- ・パンフレットや県ホームページなどで、リサイクル認定製品をPRします。



《認定までの流れ》



《認定製品一覧》

県で作成している『青森県認定リサイクル製品パンフレット』に、認定製品の一覧が掲載されております。（県ホームページからダウンロードできます。）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html



2. もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ認定制度

青森県では、地球温暖化対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進等環境に配慮した取組を実践している事業所を「もったいない・あおもりエコ事業所・エコショップ」として認定し、事業者による自主的かつ継続的な環境配慮の取組を促進しています。

A あおもりECOにこオフィス・ショップ (プレミアムあおもりECOにこオフィス・ショップ)

認定要件：次のうち、5つ以上（プレミアムは10以上）の取組を実施している事業者

省エネルギー・省資源対策

- ①冷暖房温度等の適正管理
- ②省エネ型照明等の導入
- ③環境保全型商品の開発等
- ④低燃費・低公害車等の導入
- ⑤エコドライブの実践・ノーマイカーデーの実施
- ⑥再生可能エネルギー等の利用

廃棄物減量化・再利用・リサイクルの促進

- ⑦グリーン購入の推進
- ⑧紙の使用量削減、古紙リサイクルの推進
- ⑨廃棄物の減量化・分別・リサイクルの推進
- ⑩容器包装の削減
- ⑪資源ごみの店頭回収
- ⑫マイバッグの持参促進
- ⑬マイはし・マイボトル等の持参促進
- ⑭修理サービスの提供

その他環境配慮への取組

- ⑮従業員への環境教育等の実施
- ⑯環境保全活動の実施
- ⑰地産地消の促進
- ⑱環境マネジメントシステム導入
- ⑲環境保全担当部署の設置
- ⑳その他環境に配慮した取組

B あおもり食べきり推進オフィス・ショップ

認定要件：次のうち、1つ以上の取組を実施している事業者

①食品ロス削減に向けた普及啓発

県が配布するポスター等の掲示、大・中・小メニューの設定、宴会時の食べきりの呼びかけなど

②食品ロス削減に向けた工夫

ばら売りや少量パック販売、賞味・消費期限の近い商品の値引き販売、小盛り・ハーフサイズメニューの設定、食材の使い切りなど

③食品廃棄物のリサイクル

店舗や社員食堂等から発生する食品廃棄物の堆肥化等のリサイクルなど

④その他食品ロス削減につながる取組

食べ残しの持ち帰り対応、ホームページ等での取組の紹介、フードバンクへの食料提供など



《認定のメリット》

- ・県から認定証及び認定ステッカーを交付します。
- ・県ホームページなどを通じて、県民に取組をPRします。
- ・優れた取組を行う事業者は、「もったいない・あおもり賞」として表彰します。
- ・「あおもりECOにこオフィス・ショップ」のロゴマークを使用できます。

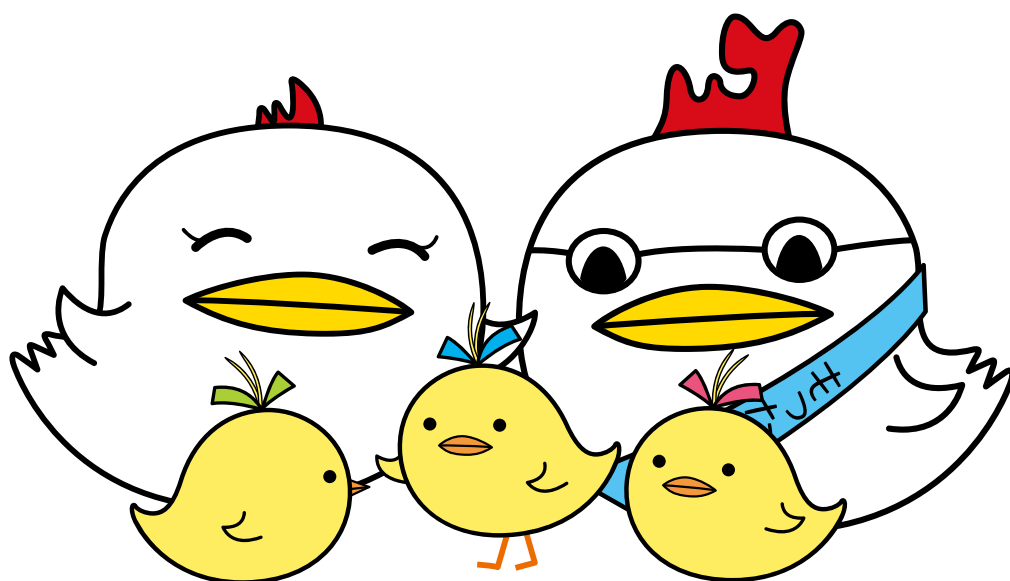


詳しくは青森県のホームページを御覧下さい。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/econico.html>



豊かな自然環境に恵まれた青森県を
次世代の子どもたちに引き継いでいくために、
引き続き、ごみの減量とリサイクル率の向上にむけて
御協力をお願いします。



青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 017-734-9249 (直通) FAX 017-734-8065
E-mail kankyo@pref.aomori.lg.jp

ホームページアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/econavi.html>

